

施工体制確認要領

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、工事の施工段階において、契約の履行を確保するための監督業務及び検査業務を確実に行うことが重要である。

特に監督業務については、監理技術者の専任性等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適切な施工体制を確保することが重要である。

本要領は、播磨町が発注する請負工事について、工事現場の適切な施工体制を確保することを目的とする。

【根拠法令：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条】

(確認対象工事)

第2条 確認対象の工事は、契約中の請負工事のうち、以下のものを確認の対象とする。

(1) 土木工事：請負金額500万円以上の工事

(2) 建築工事：請負金額500万円以上の工事

ただし、以下の確認項目については、上記の確認対象工事のうち、各項目に規定する工事を対象とする。

①「工事実績データ」に関する確認

：請負金額500万円以上の工事

②「現場技術者の専任性」に関する確認

：請負金額4,000万円以上（建築一式工事においては8,000万円以上）の工事

③「特定建設業の許可」、「監理技術者資格者証の携帯」に関する確認

：下請負の総額が4,500万円以上（建築一式工事においては7,000万円以上）の工事

なお、確認月の前月1日以降に契約した工事及び確認月中に完成する工事については、準備又は後片付け期間として、当該確認月の確認対象から除くものとする。また、工場製作中、早期完成等監理技術者の専任を要しない期間にある工事についても対象外とする。

(確認の実施者)

第3条 要領に基づく確認は、原則として、当該工事の主任監督員が実施する。

(現場確認の実施時期)

第4条 各確認項目は、別表1、別表2より、実施時期については、施工プロセスチェックリスト（別紙-1）による。

(1) 契約後等の確認

契約後は当初契約、変更後は工期内に行う変更契約、交代時は現場代理人又は配置技術者に交代があった時の、それぞれ翌月又は翌々月の1日から7日の間の任意の日を実施する。

(2) 施工中3ヶ月毎の確認

3ヶ月毎の確認は、第1四半期は5月、第2四半期は8月、第3四半期は11月、第4四半期は2月の1日から7日の間の任意の日を実施する。

(3) 施工中適宜の確認

適宜の確認は、確認が必要な時に実施するが、1回/3ヶ月以上実施するように努める。

(4) 施工中臨時の確認

3ヶ月毎の確認で不適正な項目があった工事は、改善状況を確認するため臨時の確認を翌月に実施する。また、臨時の確認において不適正な項目があった工事は、更に翌月に改善状況を確認するため臨時の確認を再度実施する。なお、臨時の確認では前月に適正であった確認項目についても確認する。

別表—1 確認項目と根拠法令等（土木）

確認項目		確認内容	根拠法令等	
1 施工体制	1 施工体制一般	○工事実績データ	工事实績データの作成、登録	・仕様書第1編 1-1-1-5
		○施工計画書	施工計画書	・仕様書第1編 1-1-1-4
		○建設業許可	一般建設業許可の下請契約の締結の制限	・業法第3条第1項第2号 ・業法第16条第1項・業法施行令第2条
			建設業許可を受けたことを示す標識の掲示	・業法第40条
		○下請負者の状況	公共工事における一括下請けの禁止	・適正化法第14条
			営業停止期間中及び指名停止期間中の下請契約の禁止	・業法第28条第1項第8号 ・播磨町指名停止基準第7条
			下請負者の建設業許可	・業法第3条第1項第1号
			請負代金内訳書への法定福利費の明示	・契約書第3条第1～2項
		○施工体制台帳、施工体系図	施工体制台帳の作成・備置き	・業法第24条の7第1項 ・適正化法第15条第1項
			下請人に対する通知	・業法規則第14条の3
			再下請の通知	・業法第24条の7第2項 ・適正化法第15条第1項
	発注者への提出		・適正化法第15条第2項	
	発注者の点検		・適正化法第15条第3項	
	施工体系図の作成・掲示		・業法第24条の7第4項 ・適正化法第15条第1項	
	○建設業退職金共済制度	掛金収納書の提出	・仕様書第1編 1-1-1-40 第5項	
		建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識掲示	・適正化指針5(3)ハ	
		建設業退職金共済証紙の配布	・中小企業退職金共済法	
	○労災保険	労災保険関係成立票の掲示	・適正化指針5(3)ハ	
	II 配置技術者	○設計図書の照査等	設計図書の照査	・契約書第18条第1項 第1号～第5号
			現場代理人	現場代理人の現場常駐 監督員との連絡調整
		○元請業者の 監理技術者（主任 技術者、追加配置技 術者）	監理技術者の設置	・業法第26条第2項・第4項
			監理技術者の資格要件	・業法第15条第2号
			主任技術者の設置	・業法第26条第1項
主任技術者の資格要件			・業法第7条第2号	
資格者証の常時携帯			・業法第26条第5項	
専任性の確認		・業法第26条第3項		
○専門技術者		附帯工事の施工における専門技術者の選任	・業法第26条の2	
○下請負業者の 主任技術者		主任技術者の設置	・業法第26条第1項	
		主任技術者の専任性の確認	・業法第26条第3号	
○作業主任者		作業主任者の選任	・安衛法第14条	
○現場技術員	現場技術員との対応	・仕様書第3編 3-1-1-3		

確認項目		確認内容	根拠法令等
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○施工計画書	施工計画書 ・仕様書第1編1-1-1-4
		○施工管理	施工管理 ・仕様書第1編1-1-1-23
		○検査(確認を含む)及び立会等の調整	監督員による検査(確認を含む)及び立会等の調整 ・仕様書第3編 3-1-1-5
		○支給材料及び貸与品	 ・契約書第15条 ・仕様書第1編1-1-1-16
		○建設副産物及び建設廃棄物	 ・仕様書第1編1-1-1-18
		○指定建設機械類の確認	 ・仕様書第1編1-1-1-30
	II 工 程 管 理	○契約工程表	工程表の作成・提出 ・契約書第3条
		○工事の着手	 ・仕様書第1編1-1-1-8
		○工程管理	工期内完成 ・契約書第1条第2項
			夜間休日の作業 ・仕様書第1編1-1-1-36
		休日の確保 ・仕様書第1編1-1-1-36	
	III 安 全 対 策	○安全活動	安全訓練の実施 ・安衛法第59条 ・仕様書第1編1-1-1-26第8項
			過積載の禁止 ・仕様書第1編1-1-1-32第3項
			土留め支保の点検 ・安衛規則第373条
			仮締切り等の点検 ・安衛規則第358条
			足場工の点検 ・安衛規則第567条
		支保工の点検 ・安衛規則第244条	
	○安全パトロールの指摘事項の処理	安全巡視 ・仕様書第1編1-1-1-26第6項	
	IV 対 外 関 係	○関係機関等	関係官庁との調整 ・仕様書第1編1-1-1-26第11項 ・仕様書第1編1-1-1-35第1項
			地元住民等の苦情対応 ・仕様書第1編1-1-1-35第7項
隣接工事との協力 ・契約書第2条 ・仕様書第1編1-1-1-11			

用語の定義:適正化法→公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、
適正化指針→公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、
業法→建設業法、業法施行令→建設業法施行令、
業法規則→建設業法施行規則、安衛法→労働安全衛生法、
安衛規則→労働安全衛生規則、
契約書→建設工事請負契約書、
仕様書→土木工事共通仕様書

別表一 2 確認項目と根拠法令等（建築）

確認項目		確認内容	根拠法令等	
1 施工体制	1 施工体制一般	○工事実績データ	工事実績データの作成、登録	・標準仕様書
		○施工計画書	施工計画書	・標準仕様書 1-2-2
		○建設業許可	一般建設業許可の下請契約の締結の制限	・業法第3条第1項第2号 ・業法第 16 条第1項 ・業法施行令第2条
			建設業許可を受けたことを示す標識の掲示	・業法第 40 条
		○下請負者の状況	公共工事における一括下請けの禁止	・適正化法第 14 条
			営業停止期間中及び指名停止期間中の下請契約の禁止	・業法第 28 条第1項第8号 ・播磨町指名停止基準第7条
			下請負者の建設業許可	・業法第3条第1項第1号
			請負代金内訳への法定福利費の明示	・契約書第3条第1～2項
		○施工体制台帳、施行体系図	施工体制台帳の作成・備置き	・業法第 24 条の7第1項 ・適正化法第 15 条第1項
			下請人に対する通知	・業法規則第 14 条の3
			再下請の通知	・業法第 24 条の7第2項 ・適正化法第 15 条第1項
			発注者への提出	・適正化法第 15 条第 2 項
			発注者の点検	・適正化法第 15 条第 3 項
			施工体系図の作成・掲示	・業法第 24 条の7第4項 ・適正化法第 15 条第1項
	○建設業退職金共済制度	掛金収納書の提出	・中小企業退職金共済法	
		建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識掲示	・適正化指針5(3)ハ	
		建設業退職金共済証紙の配布	・中小企業退職金共済法	
	○労災保険	労災保険関係成立票の掲示	・適正化指針5(3)ハ	
	II 配置技術者	○設計図書の照査等	設計図書の照査	・契約書第 18 条第 1 項 第 1 号～第 5 号
		○現場代理人	現場代理人の現場常駐	・契約書第 10 条第 2 項
			監督員との連絡調整	
		○元請業者の 監理技術者(主任 技術者、追加配置技 術者)	監理技術者の設置	・業法第 26 条第2項・第4項
			監理技術者の資格要件	・業法第 15 条第2号
			主任技術者の設置	・業法第 26 条第1項
			主任技術者の資格要件	・業法第7条第2号
			資格者証の常時携帯	・業法第 26 条第 5 項
		○専門技術者	専任性の確認	・業法第 26 条第 3 項
○専門技術者		附帯工事の施工における専門技術者の選任	・業法第 26 条の2	
○下請負業者の 主任技術者		主任技術者の設置	・業法第 26 条第1項	
		主任技術者の専任性の確認	・業法第 26 条第3号	
○作業主任者	作業主任者の選任	・安衛法第 14 条		
○現場技術員	現場技術員との対応	・標準仕様書		

確認項目		確認内容	根拠法令等
2 施工 状況	I 施 工 管 理	○施工計画書	施工計画書 ・標準仕様書
		○施工管理	施工管理 ・標準仕様書
		○検査(確認を含む) 及び立会等の調整	監督員による検査(確認を 含む) 及び立会等の調整 ・契約書第 13 条
		○支給材料及び貸与 品	 ・契約書第 15 条 ・標準仕様書
		○建設副産物 及び建設廃棄物	 ・標準仕様書 1-3-8
		○指定建設機械類の 確認	 ・標準仕様書 1-3-11
	II 工 程 管 理	○契約工程表	工程表の作成・提出 ・契約書第3条
		○工事の着手	 ・標準仕様書 1-1-3
		○工程管理	工期内完成 ・契約書第1条第2項
			夜間休日の作業 ・標準仕様書 1-3-5
			休日の確保 ・標準仕様書 1-3-5
	III 安 全 対 策	○安全活動	安全訓練の実施 ・安衛法第 59 条
			過積載の禁止 ・標準仕様書 1-3-9
			土留め支保の点検 ・安衛規則第 373 条
			仮締切り等の点検 ・安衛規則第 358 条
			足場工の点検 ・安衛規則第 567 条
			支保工の点検 ・安衛規則第 244 条
		○安全パトロールの 指摘事項の処理	安全巡視 ・安衛規則第 637 条
	IV 対 外 関 係	○関係機関等	関係官庁との調整 ・標準仕様書 1-1-3
			地元住民等の苦情対応 ・標準仕様書 1-1-7
隣接工事との協力 ・契約書第2条			

用語の定義:適正化法→公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、
適正化指針→公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、
業法→建設業法、業法施行令→建設業法施行令、
業法規則→建設業法施行規則、安衛法→労働安全衛生法、
安衛規則→労働安全衛生規則、
契約書→建設工事請負契約書、
標準仕様書→公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
標準仕様書→公共建築工事標準仕様書(電気設備編工事編)
標準仕様書→公共建築工事標準仕様書(機械設備編工事編)

(確認後の措置)

第5条 確認後の措置については、次によるものとする。

(1) 改善状況の確認

確認において、受注者である建設業者に不適正な点があった場合には、改善を指示し、改善状況を確認するために翌月に臨時の確認を行うものとする。

臨時の確認においても指示に従わない場合には、播磨町建設工事請負契約書第47条第1項第3号等に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じるものとする。

(2) 確認結果の報告

主任監督員は、要領に規定する確認の実施時期に確認を実施した後、その結果を施工プロセスチェックリストにより総括監督員に報告し確認を受けるものとする。

(3) 現場技術者の専任性（他工事との重複の有無）の確認

〔対象：請負金額4,000万円（建築一式工事においては8,000万円）以上の工事〕

主任監督員等は、元請負業者の監理（主任）技術者の専任性について、コリンズ検索システムを利用して確認を行い、確認結果が分かるコリンズの出力資料を施工プロセスチェックリストに添付して総括監督員に報告するものとする。

(4) 工事成績への反映

施工プロセスチェックリストの確認結果を、工事成績評定に適切に反映する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。